

【事案Ⅲ-11】火災共済金請求

・平成 27 年 12 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

部外者の侵入により店舗（理髪業）の現金と理髪用ハサミが盗難にあったが、その際に店舗内の家具等に放火、一部焼損したため火災共済金を請求したところ、盗難に伴う直接損害は支払可とされたが、備え付け家具や営業用什器備品の焼損については盗難に伴う直接の損害と判断できないため支払非該当とされたため、これを不服として申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、火災共済金として 8,225,908 円を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 26 年 8 月の盗難により店舗（理髪店）の現金と理髪用ハサミが盗難にあった。その際に営業用什器の破損および店舗内家具が焼損されたため共済金を請求したところ、侵入口であるトイレの窓ガラスの損害、ハサミおよび現金の盗取については盗難に伴う直接損害として共済金支払対象となったが、営業用什器備品等の焼損については営業妨害や嫌がらせの要素が強く、盗難に伴う直接的損害であるとは判断できないことから、約款・事業規約に定める共済事故には該当しないため共済金の支払対象外と判断された。
- (2) いたずらと判断した根拠および判断経緯の説明がないこと、および、盗難に伴う直接損害と判断できないものについては約款・事業規約に定める共済事故には該当しないため共済金の支払対象とならない、とすることについて不服がある。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 本件被害のうち、ハサミ及び現金については、盗難によって生じた損害として共済金を支払っている。また、窓ガラスの破損による損害についても、盗難のための侵入の際に発生したものとして共済金を支払っている。
しかし、店舗内の家具および電化製品等の営業用什器備品ならびに建物の一部の焼損については、盗難のための侵入の際に通常発生するような損害ではなく、盗難によって生じた損害としては認められず、共済金の支払対象とはならない。
- (2) 火災とは、人の利用する通常の方法によらない、自力で燃焼する力をもつものであり、「通常の利用によらない」とは、燃焼作用が火の利用に適切な器具、設備、場所等の外部で発生し、またはそれらの内部で発生した後に外部に出たことをいう、

とされている。

本件被害のうち、本件焼損は何らかの熱によって生じた焦げ跡ではあるものの、自力で燃焼する力をもつものによって生じた損害とは認められず、火災によって生じた損害にはならない。

(3) 被申立人は申立人に対して、盗難によって生じた損害とは認められないから支払対象とはならないと説明しており、いたずらによって生じた損害であるから支払対象とはならないとの説明はしていない。

(4) 申立人は平成26年3月から6月までの短期間に、3回にわたって、店舗建物に当て逃げや投石等によって損害が発生したとして共済金請求をしている。

また、同年7月に店舗内の営業用什器備品一式を対象とする共済契約（契約②）に加入したところ、その10日後である同年8月2日に本件焼損の被害にあったと主張している。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求を認めることはできない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 約款・事業規約には、「次のいずれかの事故によって共済の対象について生じた損害に対して」火災共済金を支払うとされ、その事故のひとつに盗難があげられている。さらに、盗難の場合の損害とは、「盗取、損傷、または汚損の損害」とされている。

「事故によって」とは、事故と因果関係があるということであり、本件では盗難と因果関係のある損害が共済金の支払いの対象となるのであり、盗取、盗難による損傷、汚損の損害がこれにあたる。

(2) 本件の営業用什器備品等に生じた焼損は、財物を窃取する行為に伴って生じるものとは認められない。これらの焼損は、いずれも、盗取のために通常発生するような損傷、汚損ではなく、盗難との因果関係を認めることはできない。したがって、本件の営業用什器備品等に生じた損害は、盗難による損害ということとはできない。

(3) 火災とは、「社会通念上火災と認められる性質と規模を有する火力の燃焼作用」または「独立の延焼力を有する燃焼作用」と解されている。火が燃焼性を有していることが火災の要件となっており、「燃焼までには至らずとも、焦げてしまった対象物」は、火災による損害には当たらない。これは放火の場合も同様であり、火をつけたが自力で燃焼しうる状態にまで至らずに消えてしまえば、その焼損は、火災による損害とはいえない。

本件の営業用什器備品等の焼損が何によって生じたものであるかは明らかでないが、本件の焼損は、比較的軽微な焼け焦げ程度のものであり、営業用什器備品等が自力で燃焼する状態にまで至ったとは認められず、火災による損害には当たらない。